（提出要領）

西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業資格審査申請

（競争入札参加有資格者名簿に登録が無い者のみ）

入札参加要件において、令和 3 年度松山市競争入札参加有資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されていることが要件となっている業務（入札説明書 P.17・18 参照）について、資格者名簿に登録が無い者が、西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業（以下、「本事業」という。）に参加する場合は、以下の要領により申請し、審査を受けること。

なお、本事業を落札した者は、次期の松山市競争入札参加者審査申請（令和３年 10 月頃予定）において必ず申請手続きをすることを条件としますので、あらかじめ準備をしておくこと。

１．申請を要する対象者

入札説明書の第３　４応募者の参加資格要件に示す以下の業務を行う者のうち、資格者名簿に登録が無い者が対象です。

ア　「固形燃料化施設の設計・建設」

イ　「固形燃料化施設の維持管理・運営」

２．申請資格要件

申請者は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

イ　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

ウ　申請基準日（令和３年８月１日）において、継続して１年以上営業を営んでいること。

エ　消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）、松山市税を滞納していないこと。

オ　法令上、許可等を必要とする業務については、当該許可等を受けていること。

カ　松山市暴力団排除条例（平成２２年条例第３２号）第２条第３号に規定する暴力団員等に関係する以下の者でないこと。

①　暴力団員等（役員等（業務を執行する社員，取締役，執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）がこれに該当する場合を含む。）

②　暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）

③　暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者（役員等がこれに該当する場合を含む。）

キ　地方税法第３２１条の３及び松山市市税賦課徴収条例第３３条の２の規定による市県民税

の特別徴収を行っていること。（松山市に住所のある特別徴収の対象となる従業員を雇用していない場合は除く。）

ク　施工業務を行う者については，健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条，厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定に違反している者でないこと。

３．各様式の種類

申請様式は、「１．申請を要する対象者」に示す業務ごとに、必要に応じて、申請様式を提出してください。

（１）全体共通様式（全者必須）　・・・対象者全者
（２）建設工事様式　　・・・設計・建設工事を行う者
（３）委託共通様式　　・・・維持管理・運営を行う者
（４）委託(清掃・警備等様式)　・・・維持管理・運営を行う者
（５）次の添付書類

No.	添付書類	申請者
1	印鑑証明書	全者
2	法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）	全者
3	松山市の完納証明書（松山市に課税がある場合）	全者
4	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	全者
5	財務諸表類（直前２年度分）	維持管理・運営
6	建設業許可通知書又は許可証明書	設計・建設
7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	設計・建設

（提出要領）

◎	各様式で求める添付書類（資格者証など）	各業務ごと

※　上記の添付書類について、様式集に掲載する提出書類と重複する場合は、省略することができる。

記載方法について

今回の申請様式は、令和３・４年度松山市競争入札参加者資格審査申請書を基に作成していますので、下記の契約課HPの記載要領・記入例などを参考にして作成してください。

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/R3R4sinsei.html

４．留意事項

（１）虚偽申請が判明した場合には、競争入札参加者資格を取り消すことがあります。

（２）申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡しますので指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、入札参加を認めない場合があります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ずお手元にお持ちください

（３）今回の申請では、松山市競争入札参加者審査において行う格付けは行いません。

（４）今回の申請により入札参加を認められた場合でも、今後の松山市又は松山市公営企業局が発注する業務を受注することはできません。今回資格審査の申請をする者は、次期の松山市競争入札参加者審査申請（令和３年10月頃予定）において必ず申請手続きを行うことを条件とするので、留意すること。